

[事案 21-53] 手術給付金請求

- ・平成 21 年 8 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 15 日 裁定終了

*本事案は、事案 21-54、同 21-55 と同じ申立人からの、3 社に対する、同一の手術に係る手術給付金の支払いを求める申立てである。

< 事案の概要 >

肝細胞がんの治療として受けた経皮的エタノール注入療法(以下、「エタノール注入療法」)に対し、手術給付金を支払ってほしい。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に肝細胞がんと診断され、同年 11 月と翌年 9 月に入院し、計 6 回のエタノール注入療法を受け、疾病入院特約に基づく手術給付金の支払を求めたが、保険会社は、約款に定める「手術」にはあたらないとの理由で支払われない。下記により納得出来ないため、手術給付金を支払うべきである。

- (1)エタノール注入療法は、検査やとりあえずの処置ではなく、癌治療を直接の目的とした治療法であり、約款上の「手術」にあたる。
- (2) エタノール注入療法を手術であると認め、手術給付金を支払った他の保険会社があり、その会社の約款と当該保険会社の約款は、文言が同一である。保険会社間で、約款の解釈が分かると契約者は著しく損失を被るのであり、当該会社も手術給付金を支払うべきである。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、手術給付金の支払請求に応ずることはできない。

- (1)約款には、「治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることを言い、別表の手術番号 1～ 88 を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます」と「手術」を規定している。
- (2)「エタノール注入療法」とは、穿刺針を使用し、経皮的に癌細胞に対して直接、エタノールを注入し癌細胞の死滅を図る治療方法であり、穿刺などの「処置」に該当することは明らかであり、約款規定の「手術給付金の支払」事由に該当しない。
- (3)本件手術給付金の支払可否の判断に、他の保険会社と締結している他の保険契約に関する給付金の支払有無は、何ら影響するものではない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立てを認めるまでの理由がないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 国立がんセンターがん対策情報センターホームページ「がん情報サービス」には、「経皮的エタノール注入療法とは、無水エタノール、すなわち純アルコールを肝がんの部分へ注射して、アルコールの化学作用により、がん組織を死滅させる治療法です。超音波検査でがんの正確な場所にねらいをつけて針を刺し、エタノールを注入します。」との記載があり、「外科的治療」とは異なる区分の「穿刺療法」に区分されている。したがって、同注入療法は、約款に定める「器具を用い、生体に切断、摘除など操作を加えること」には該当しないものであると判断できる。

また、社会保険の診療報酬点数表上も、エタノール注入療法は、「手術」ではなく「処置」に分類されており、本件治療が、約款規定の「手術」に該当しないと判断した保険会社の対応は相当である。

- (2) 保険会社が給付金支払に際し、独自の判断で、約款の文言から通常導かれる解釈を超えて、給付金請求者に有利な解釈をして、給付金を支払うことは、運用上ありうることだが、その

事実が他社の約款解釈や給付金支払の運用方法に何らかの法的拘束力を及ぼすものではない。